

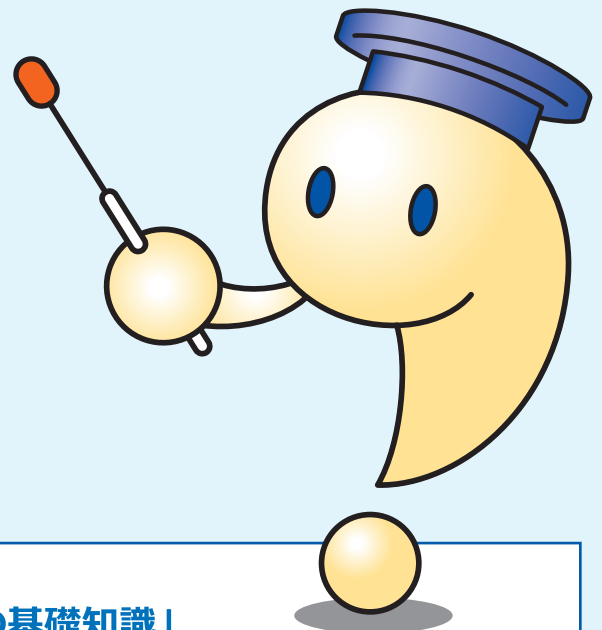
企業の模倣品対策の実態と税関における 模倣品取締り制度の 活用セミナー in 高松

2019年
10月18日 (金)

参加料

無

料



14時30分～16時40分 (休憩10分含む)
受付開始時間：14時00分

会場 サンポートホール高松6階 62会議室
(香川県高松市サンポート2-1)

参加定員 経営者、知的財産権利者、弁理士等 人数/40名
(日本弁理士会 会員 20名、一般参加者 20名)

主催 日本弁理士会 貿易円滑化対策委員会

演題・講師及びパネリスト



第1部

「輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎知識」

神戸税関 知的財産調査官

豊田 晃氏



第2部

パネルディスカッション 「模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用」

パネリスト 東京税関 総括知的財産調査官 (知的財産センター長)
住友ゴム工業株式会社

有田 直人氏
弁理士 今吉 泰一郎氏

コーディネーター 日本弁理士会四国会

弁理士 和田 隆滋氏

プログラム

14:30 ～ 開会の挨拶

14:35 ～ 第1部 講演 「輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎知識」

15:15 ～ 休憩

15:25 ～ 第2部 パネルディスカッション / 「模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用」

16:35 ～ 閉会の挨拶

問い合わせ先

日本弁理士会 業務国際課
東京都千代田区霞が関 3-2-6 東京倶楽部ビルディング 14階

TEL 03-3519-2703

貴社では、**模倣品**

に悩んだことはありますか？

外国から日本に輸入される貨物には、商標権や意匠権、特許権、著作権といった知的財産権を侵害する多数の模倣品・海賊版が含まれています。これらの模倣品が国内に輸入された場合、国内の流通過程で侵害品を止めるには多大な時間と労力がかかります。また、販売事業者を相手に訴訟を起こすとなると多大なコストがかかります。

ご存じですか？ 我が国には、模倣品や海賊版が輸入される前に、輸入品を税関で差し止めることができる輸入差止申立て制度があります。

このセミナーでは、今後ますます増加する模倣品被害に迅速に対処できるように、第1部では、神戸税関で実際に実務を行っている知的財産調査官を講師に迎えて輸入差止申立て制度の基礎を分かり易くご説明いただき、第2部では、東京税関 総括知的財産調査官、株式会社住友ゴム工業様を講師に迎え、輸入差止申立て制度の活用をはじめとする模倣品対策について、ご紹介頂きます。

ご参加申し込み方法

【受付期間】 **2019年10月15日(火) 正午まで** (先着順、定員になり次第締め切り)

【申込方法】 以下の URL にアクセスの上、お申し込みください。

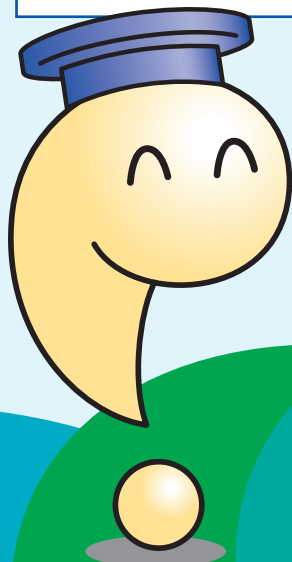
弁理士の方

<https://jpaakenshu.jp/tss/Login/Jump/?typeID=3&code=19B95601>



一般の方

<http://www.benrishi-navi.com/f/index.php?id=a6282&type=1>



会場のご案内

- JR 高松駅から徒歩 3 分
- ことடன்高松築港駅から徒歩 5 分
- 高松港から徒歩 2 分
- 高松自動車道高松中央 IC から車で約 20 分
- 高松空港からリムジンバスで JR 高松駅行き約 45 分

〒760-0019
高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー・ホール棟

